○外務省告示第四百十一号

平成二十一年七月十四日にローマで、チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億四千万円

3　署名者

日　本　側　安藤裕康在イタリア大使

世界食糧計画側　アミール・アブドラ事務局次長

平成二十一年八月四日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百十二号

平成二十一年七月十四日にローマで、レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億九千万円

3　署名者

日　本　側　安藤裕康在イタリア大使

世界食糧計画側　アミール・アブドラ事務局次長

平成二十一年八月四日

外務大臣　中曽根弘文

○文部科学省告示第百二十九号

重要無形文化財常滑焼（急須）の保持者山田稔（三代山田常山平成十年文部省告示第百三号）は、平成十七年十月十九日死亡したので、当該保持者の認定及び重要無形文化財常滑焼（急須）の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百三十号

重要無形文化財組踊音楽太鼓の保持者島袋光史（平成十五年文部科学省告示第百二十三号）は、平成十八年一月十日死亡したので、当該保持者の認定及び重要無形文化財組踊音楽太鼓の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百三十一号

重要無形文化財琵琶の保持者永井ハル（山崎旭萃平成七年文部省告示第七十八号）は、平成十八年六月五日死亡したので、当該保持者の認定及び重要無形文化財琵琶の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百三十二号

重要無形文化財歌舞伎音楽囃子の保持者安倍啓仁（望月朴清平成十年文部省告示第百三号）は、平成十九年九月二十日死亡したので、当該保持者の認定及び重要無形文化財歌舞伎音楽囃子の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百三十三号

重要無形文化財截金の保持者江里佐代子（平成十四年文部科学省告示第百四十七号）は、平成十九年十月三日死亡したので、当該保持者の認定及び重要無形文化財截金の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百三十四号

重要無形文化財民芸陶器（縄文象嵌）の保持者島岡達三（平成八年文部省告示第九十号）は、平成十九年十二月十一日死亡したので、当該保持者の認定及び重要無形文化財民芸陶器（縄文象嵌）の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百三十五号

重要無形文化財地唄の保持者八田清治（富山清翁昭和四十四年文部省告示第二百二十七号）は、平成二十年九月三日死亡したので、当該保持者の認定及び重要無形文化財地唄の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百三十六号

重要無形文化財能囃子方笛の保持者藤田大五郎（昭和四十六年文部省告示第百二十四号）は、平成二十年十一月十五日死亡したので、当該保持者の認定及び重要無形文化財能囃子方笛の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百三十七号

重要無形文化財箏曲の保持者江藤敏子（米川敏子平成八年文部省告示第九十一号）は、平成十七年十二月十三日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百三十八号

重要無形文化財地唄の保持者藤井久仁江（平成十四年文部科学省告示第百四十八号）は、平成十八年九月十二日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百三十九号

重要無形文化財人形浄瑠璃文楽人形の保持者上田末一（吉田玉男昭和五十二年文部省告示第六十五号）は、平成十八年九月二十四日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百四十号

重要無形文化財鞣漆の保持者塩多慶四郎（平成七年文部省告示第七十九号）は、平成十八年九月二十四日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百四十一号

重要無形文化財青磁の保持者三浦小平二（平成九年文部省告示第百十二号）は、平成十八年十月三日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百四十二号

重要無形文化財能シテ方の保持者粟谷菊生（平成八年文部省告示第九十一号）は、平成十八年十月十一日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百四十三号

重要無形文化財歌舞伎舞踊の保持者青山次郎（二世花柳壽楽平成四年文部省告示第七十四号）は、平成十九年一月七日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百四十四号

重要無形文化財歌舞伎音楽長唄の保持者白石弘（松島寿三郎平成十年文部省告示第百三号）は、平成十九年十月九日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百四十五号

重要無形文化財友禅の保持者羽田登喜男（昭和六十三年文部省告示第五十四号）は、平成二十年二月十日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立